



離島や過疎地域等から高等学校等へ進学されている生徒の保護者の皆様へ



公共交通機関の利用料の一部を補助する制度があります

補助対象地域

島浦町、熊野江町、須美江町、浦城町、安井町、北方町、北浦町、北川町

補助対象者

高等学校等（延岡市外を含む。）に在学する生徒のうち、自宅から高等学校等に通学するために、公共交通機関を利用する生徒の保護者 **★令和6年度より市外の高等学校等を対象に追加★**

※ 補助対象地域に生活の本拠としての住所を有する保護者に限ります。

※ 「市税（国民健康保険税を含む）の滞納がある方」又は「就業のために一定期間、離島・過疎地域等に居住する方」は対象外です。

補助金の額

公共交通機関	補助金の額（生徒1人当たり6か月につき）	上限額
バス	6か月通学定期料金から60,750円を差し引いた額	12月分に 相当する額
鉄道	6か月通学定期料金から37,810円を差し引いた額	
船舶等（海上タクシーを除く）	6か月通学定期料金の全額	



※ 延岡市外の高等学校等に通学する場合は、延岡市内を運行する区間に相当する通学定期料金を基に補助金の額を算出します。（裏面参照）

※ 補助対象地域であっても、通学定期料金が一定の金額に満たない場合は、補助の対象外（上記補助金の額が0円）となります。

※ 離島地域の方は、海上タクシーを利用する場合にも補助の対象となります。

補助対象期間及び申請受付期間

補助対象期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

申請受付期間：令和8年2月24日（火）～令和8年3月23日（月）

＜申請に必要な書類＞

- ① 様式第1号（延岡市離島・過疎地域等高校生修学支援補助金交付申請書及び実績報告書）※押印省略可
- ② 在学証明書 ※生徒分
- ③ 市税の完納証明書 ※申請者（保護者）分
- ④ 様式第3号（延岡市離島・過疎地域等高校生修学支援補助金交付請求書）※押印省略可
- ⑤ 公共交通機関の利用料の額等が証明できる書類（定期券の写し等、氏名や有効期間、利用区間、金額等を確認できるもの）

＜申請の提出先＞

地域・離島・交通政策課（延岡市役所6階）、北方・北浦・北川総合支所地域振興課、島浦支所

＜よくあるご質問＞

Q 1. 年度の途中から公共交通機関を利用したため、3か月の通学定期を購入しました。補助金の交付対象となりますか？

A 1. 1か月又は3か月の通学定期を購入した場合も対象となります。

ただし、1月当たりの補助金額は、購入金額の内、当該区間の6か月通学定期料金の6分の1の額を基準に算定します。

Q 2. 公共交通機関を利用して通学していましたが、年度途中から寮を利用しました。補助金の交付対象となりますか？

A 2. 通学定期を購入して通学した期間は、公共交通機関の利用料の一部を補助します。

また、寮を利用した期間は、別途、下宿等の利用料の一部を補助する制度を設けています。



Q 3. 複数の公共交通機関を乗り継いで通学する場合は、補助金の交付対象となりますか？

A 3. 対象となります。対象となる金額等は、利用状況に応じて異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

<延岡市外の高等学校等に通学する場合の補助金>

【例 1】北方町（上角田バス停）から高千穂高校にバスで通学する場合

①通学で利用する区間：上角田バス停～高千穂バスセンター

②補助対象となる区間：上角田バス停～**槇峰バス停** ※延岡市内を運行する区間



○補助金の額（生徒 1 人当たり 6か月につき）

上角田バス停～槇峰バス停の 6か月通学定期料金 - 60,750円

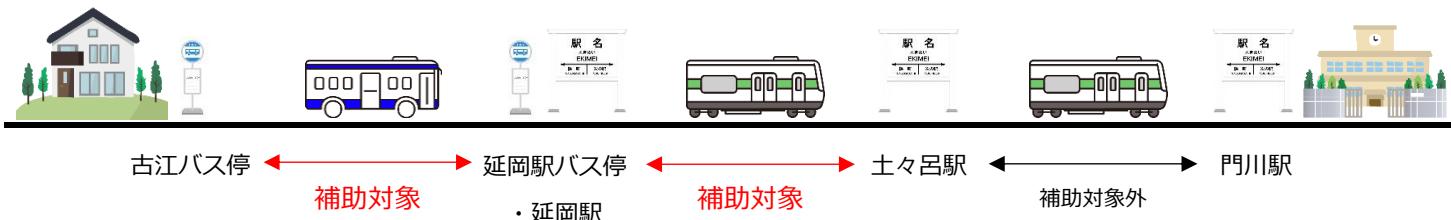
【例 2】北浦町（古江バス停）から門川高校にバスと鉄道で通学する場合

①通学で利用する区間：〔バス〕古江バス停～延岡駅バス停

〔鉄道〕延岡駅～門川駅

②補助対象となる区間：〔バス〕古江バス停～延岡駅バス停

〔鉄道〕延岡駅～**土々呂駅** ※延岡市内を運行する区間



○補助金の額（生徒 1 人当たり 6か月につき）

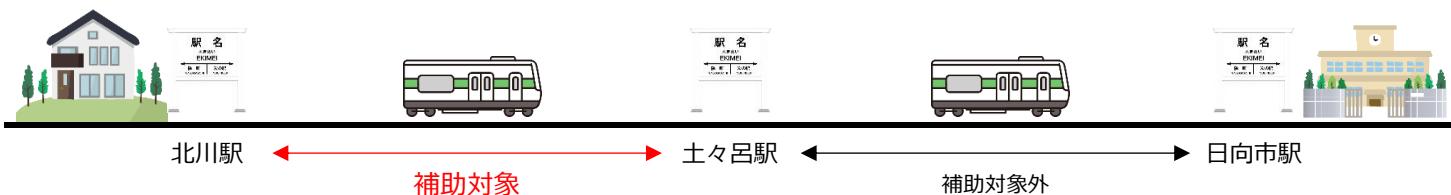
古江バス停～延岡駅バス停の 6か月通学定期料金 + 延岡駅～土々呂駅の 6か月通学定期料金
- 60,750円（注）

（注）複数の公共交通機関を利用する場合は、市内の運行距離が長い公共交通機関の控除額を控除します。

【例 3】北川町（北川駅）から富島高校に鉄道で通学する場合

①通学で利用する区間：北川駅～日向市駅

②補助対象となる区間：北川駅～**土々呂駅** ※延岡市内を運行する区間



○補助金の額（生徒 1 人当たり 6か月につき）

北川駅～土々呂駅の 6か月通学定期料金 - 37,810円